

ファクシミリ通信網サービス契約約款【現改比較表】2020年7月1日現在

～2020年6月30日

2020年7月1日～

第1条 (略)
第2条 (略)
(用語の定義)
第3条

第1条 (略)
第2条 (略)
(用語の定義)
第3条

用語	用語の意味
(略)	(略)
28の3 閉域接続型回線	ファクシミリ通信網と相互に接続する電気通信回線であって、アプリケーションサービス利用規約に定めるASP接続サービス又は Universal One サービス契約約款(第1編に限ります。)に定める Universal One サービス第1種と接続するもの
(略)	(略)

用語	用語の意味
(略)	(略)
28の3 閉域接続型回線	ファクシミリ通信網と相互に接続する電気通信回線であって、アプリケーションサービス利用規約に定めるASP接続サービス又は Universal One サービス契約約款(第1編に限ります。)に定める Universal One サービス第1種 <u>(令和2年7月1日付で Universal One サービス契約約款(第4編)に規定するイーサネット通信サービスから契約移行したものを除きます。)</u> と接続するもの
(略)	(略)

第4条～第76条（略）

別記

1～7（略）

7の2 ファクシミリ通信網サービスの提供に係る当社の電気通信サービス

電気通信サービスの名称	契約の種類	契約約款の名称
第5種イーサネット通信サービス	第5種契約	Universal One サービス契約約款
イーサネット伝送サービス	アクセス契約	
Universal One サービス	Universal One 契約	

8～9（略）

料金表

通則

1～13（略）

（ファクシミリ通信網サービスの品目）

14 当社は、この料金表を適用するにあたって、次のとおり品目を定めます。

（1）（略）

（2）第4種ファクシミリ通信網サービスには、次の品目があります。

ア（略）

イ 接続契約者回線に係るもの

品目	内容
1 Mb/s	1 Mbit/s の符号伝送が可能なもの
10 Mb/s	10 Mbit/s の符号伝送が可能なもの

第4条～第76条（略）

別記

1～7（略）

7の2 ファクシミリ通信網サービスの提供に係る当社の電気通信サービス

電気通信サービスの名称	契約の種類	契約約款の名称
イーサネット伝送サービス	アクセス契約	Universal One サービス契約約款
Universal One サービス	Universal One 契約	

8～9（略）

料金表

通則

1～13（略）

（ファクシミリ通信網サービスの品目）

14 当社は、この料金表を適用するにあたって、次のとおり品目を定めます。

（1）（略）

（2）第4種ファクシミリ通信網サービスには、次の品目があります。

ア（略）

イ 接続契約者回線に係るもの

品目	内容
1 Mb/s	1 Mbit/s の符号伝送が可能なもの
10 Mb/s	10 Mbit/s の符号伝送が可能なもの

備考

- 1 接続契約者回線は、その品目が第4種ファクシミリ通信網サービスの品目と同一のものとしします。
- 2 接続契約者回線が、別記7の2に掲げる[第5種イーサネット通信サービス](#)に係るものについては、10Mb/s品目に限り提供します。

ウ(略)

第1表 料金～料金表別表(略)

備考

- 1 接続契約者回線は、その品目が第4種ファクシミリ通信網サービスの品目と同一のものとしします。
- 2 接続契約者回線が、別記7の2に掲げる[Universal One サービス\(令和2年7月1日付で Universal One サービス契約約款\(第4編\)に規定するイーサネット通信サービスから契約移行したものに限ります。\)](#)に係るものについては、10Mb/s品目に限り提供します。

ウ(略)

第1表 料金～料金表別表(略)

[附 則\(令和2年6月23日 A P S 1 第00662362号\)](#)

[この改正規定は、令和2年7月1日から実施します。](#)